

今週の話題：

<2016年におけるメッカ巡礼（ハッジ）を目的とするサウジアラビアへの渡来者の健康状態>

## \* 編集ノート：

今回の発表では、サウジアラビアへの入国時の準備に関して旅行者に提示しているが、世界保健機関は規定されるすべての手段を承認しているわけではない。サウジアラビアの保健省は2016年のハッジ（大巡礼）やウムラ（小巡礼）の時期において、入国ビザに必要なものや推奨されることを発表している。

## 1. 黄熱：

(A) 2005年の国際保健規則に従って、黄熱伝播の危険性がある以下の国や地域からの全旅行者は、黄熱の予防接種証明書を示す必要がある。黄熱の予防接種は接種後10日から効果が出るため、少なくとも到着する10日前には予防接種を受けなければならない。

予防接種証明書がない場合、証明書の存在あるいは潜在的に曝露した日から6日以内のどちらか早く明らかになるまで、厳しい監視下に置かれる可能性がある。以下に、黄熱伝播の危険性がある国や地域を示す（*International travel and health*, 2016）。

アフリカ

アンゴラ、ベナン、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コンゴ、コートジボワール、コンゴ民主共和国、赤道ギニア、エチオピア、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、リベリア、マリ、モーリタニア、ニジェール、ナイジェリア、セネガル、シエラレオネ、南スーダン、スーダン、トーゴ、ウガンダ

アメリカ

アルゼンチン、ベネズエラ・ボリバル共和国、ブラジル、コロンビア、エクアドル、フランス領ギアナ、ガイアナ、パナマ、パラグアイ、ペルー、ボリビア多民族国、スリナム、トリニダード・トバコ

(B) 黄熱に直面する国からの航空機や、船舶、そのほかの輸送手段には、世界保健機構が推奨する方法に従い駆虫法が行われていることを示す証明書を提出することが要求される。

2005年の国際保健規則に従って、渡来するすべての船舶には所管官庁に船舶衛生証明書を提出することが求められる。黄熱伝播の危険性がある地域から渡来した船舶には、検疫許可証の承諾のもとで、黄熱を媒介する生物がいないか、また駆虫されているかを保証する証明書の提出も必要とされる可能性がある。

## 2. 髄膜炎菌性髄膜炎：

## (A) 全世界からの渡来者

ウムラやハッジのため、または季節労働を目的とする渡来者は、髄膜炎に対する4価ワクチン（ACYW135）をサウジアラビアに到着する少なくとも10日前、長くて3年前に接種していることが明示された予防接種証明書を提出する必要がある。ワクチンには多糖体ワクチンと結合ワクチンがあり、効果の持続期間は前者が3年、後者が8年と異なる。

## (B) アフリカ髄膜炎ベルト地帯の国々からの渡来者

アフリカ髄膜炎ベルト地帯の国々：ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、チャド、中央アフリカ共和国、コートジボワール、エリトリア、エチオピア、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、マリ、ニジェール、ナイジェリア、セネガル、スーダン、南スーダンからの渡来者にも上記の要件が適用される。加えて、保菌率を低くする目的でシプロフロキサシン1錠（500mg）の化学的予防法が妊婦を除く成人と12歳以上の小児に適用される。

## (C) 国内の巡礼者及びハッジの労働者

多糖体ワクチンを過去3年間、あるいは結合ワクチンを過去8年間で接種していない、メディナ及びメッカの全市民及び居住者、ハッジを行う全市民及び居住者、巡礼者と直接接触する人を含むすべてのハッジ労働者は、4価ワクチン（ACYW135）の予防接種が必要である。

## 3. ポリオ：

2016年7月1日現在、以下の国、領域、地域からの渡来者には過去12か月以内でかつ出国から少なくとも4週間前の経口ポリオワクチン（OPV）または不活化ポリオウイルスワクチン（IPV）1回分の接種証明書の写しがサウジアラビアへの入国ビザの申請の際、必要となる。

## (A) 固有のウイルス伝播が継続する地域：アフガニスタンとパキスタン（2016年7月1日現在）

(B) 過去12か月以内にワクチン由来のポリオウイルス伝播があった地域：ギニア、ラオス人民民主共和国、マダガスカル、ミャンマー、ナイジェリア、ウクライナ

## (C) ポリオ伝播を受けやすい地域：イラク、ソマリア、シリア・アラブ共和国、イエメン

上記の国からの全渡来者は、サウジアラビアに到着時にOPV1回分を接種することにもなる。サウジアラビアはインドやインドネシアなどの流行はしていないが流行の危険性が高い国からの旅行者に対し予防接種を奨励している。表1：急性弛緩性麻痺のサーベイランスとポリオの発生（WER参照）

#### 4. 季節性インフルエンザ：

サウジアラビアの保健省は国際巡礼者、特に妊婦や5歳以上の小児、高齢者、また喘息や慢性心不全、肺疾患や HIV/AIDS 感染などの健康状態を有する人などの重篤なインフルエンザ症状を起こす危険性が高い巡礼者に対し、渡来前に季節性インフルエンザウイルスの予防接種を受けることを推奨している。

サウジアラビアでは、国内の巡礼者、特に上記の健康状態を有する巡礼者とハッジを前提とした健康管理を行うすべての労働者に対し、季節性インフルエンザの予防接種が推奨されている。

#### 5. ジカウイルス感染症とデング熱：

ネッタイシマカはハッジ及びウムラの地域には長年発見されていないが、周囲の都市には存在する。保健省はハッジやウムラを目的とする渡来者に、デング熱や蚊が関連するほかの疾患への感染の危険性を減らすため、日中や夜間に虫に刺されない対策を取ることを促している。

ジカウイルスはサウジアラビアでは発見されていない。ジカ熱の流行国及び地域特有の流行を示す国からの渡来者は、ジカウイルス伝播の危険性を減らすために、日中や夜間に虫に刺されない方法を取ることを推奨されている。

#### 6. 健康教育：

保健局は渡来者に対し、感染症の症状や伝播経路、合併症、予防法に関する情報提供が求められる。

厳しい暑さは健康に有害な影響を及ぼす。ハッジ及びウムラを行う人々は直射日光を避け、特に密集した場所を避け、活発な活動を避け、頻繁に休息をとることを心がける必要がある。可能な場合、混雑していない時間帯に儀式を行うことも推奨される。高温下においてハッジ及びウムラを行う人々は、十分な量の水分の補給、特に高齢者は過剰な水分量を摂取するよう自己管理をするべきである。また、塩分を含む飲食物の摂取は、熱疲労の場合や過度な汗をかいた後に推奨される。

国々はハッジ及びウムラに志願する人の身体的活動や健康状態を考慮するよう求められる。末期がんや進行性の心臓病や呼吸器疾患、肝臓や腎臓病、老衰などの重篤な健康状態のある人は宗教的義務から免除されるべきである。

#### 7. 食事：

ハッジ及びウムラを行う人々は新鮮な食品をサウジアラビアに持ち込むことが許されない。適切な処理された食品（缶詰、密閉包装、容器に充填されたもの）で査察が容易なものは、1人が旅を続けられるのに十分な量のみ許されている。

#### 8. 国際的なアウトブレイクへの反応：

サウジアラビアの保健省は、2016年にハッジ及びウムラのために渡来することを計画している、65歳を超える人及び心臓病や腎疾患、呼吸器疾患、糖尿病などの慢性疾患を持つ人、また、免疫力低下（先天性及び後天性）、悪性腫瘍、末期疾患をもつ人、妊婦、12歳未満の小児に対し、安全性から渡来を延期するように推奨している。

呼吸器感染症の拡大を防ぐために、サウジアラビアの保健省はすべての旅行者に共通する公衆衛生の推奨事項に応じるようにとも助言している。推奨内容は以下の通りである。

—石鹸と水または消毒剤で手を洗うこと、特に咳やくしゃみの後、トイレを使用した後、食べ物を扱い摂取する前や、動物に触れた後。

—咳やくしゃみをするときに使い捨てのティッシュを使い、その後それらをゴミ箱に捨てること。

—できるだけ目や鼻、口を手で触ることを避けること。

—マスクを着用すること、特に混雑した場所にいるとき。

—咳やくしゃみ、痰や吐血、嘔吐、下痢を伴う体調の悪いことが明らかな人との直接的な接触を避け、所有物を共有しないこと。

—衛生状態を適切に維持すること。

—農場や市場、家畜小屋を訪れる際、動物、特にラクダとの密接な接触を避けること。

—病気の動物との接触を避けること。

—生のラクダのミルクや尿を飲むこと、または適切に調理されていない肉の摂取を避けること。

すべての渡来者に対し、ワクチンで予防できる疾患に対する最新の予防接種を行うことは、強く推奨されている。十分な免疫性のない渡来者は、特別な旅行に必要な予防接種（ハッジのための髄膜炎予防接種など）に加え、国家的な予防接種計画で推奨される定期予防接種（通常ではジフテリア、破傷風、百日咳、ポリオ、はしか、ムンプスを含む）を受けられる。

国際的な健康問題に関する公衆衛生上の緊急事態が起きた場合や、2005年の国際保健規則のもと、あらゆる疾患に対して集団発生報告を受けた場合、サウジアラビアの保健局は巡礼や出身地への帰路の間における感染の拡大を防ぐため、世界保健機構と相談しながら上記の方法以外で追加の予防への警戒を行うことになる。